

令和7年3月31日
土浦市

現場代理人の兼務について

土浦市発注の工事における現場代理人の兼務については下記のとおり取り扱うこととし、令和7年4月1日以降に契約する工事から適用します。

記

1 兼務の基準

土浦市が発注する、いずれも土浦市内に現場がある工事であって、現場同士の移動が容易であり、発注者との連絡体制が確保されている工事については、次のいずれかに該当する場合について現場代理人を兼務することができる。

- ① 工事の予定価格（税込み）が4500万円未満の工事2件までであること。
- ② 契約工期の重複する複数の工事であって、かつそれぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものであること。ただし、当初契約以外の請負契約が随意契約により締結されるものに限る。
- ③ いずれかが災害復旧工事であること。

2 兼務の手続き

受注者は、各工事の発注課と現場の管理及び連絡体制について協議を行うこと。協議は兼務を行う工事の契約締結前までにそれぞれの発注課と行うこと。

3 営業所の専任技術者との兼務

建設業法に規定する営業所の専任技術者と現場代理人の兼務は、予定価格が4500万円（税込）未満の工事に限り認める。兼務できる工事の件数は2件までとする。（いずれの工事も土浦市内の現場に限る。）

4 他の発注者との工事の兼務

土浦市以外の発注者（国や他の地方公共団体等）の工事との兼務については、当該発注者が兼務を認める場合は、1の基準を満たしているものについては、当該発注者が定める手続きを経ていることを土浦市の発注課に示したうえで、兼務することができる。